

令和7年度 第3回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

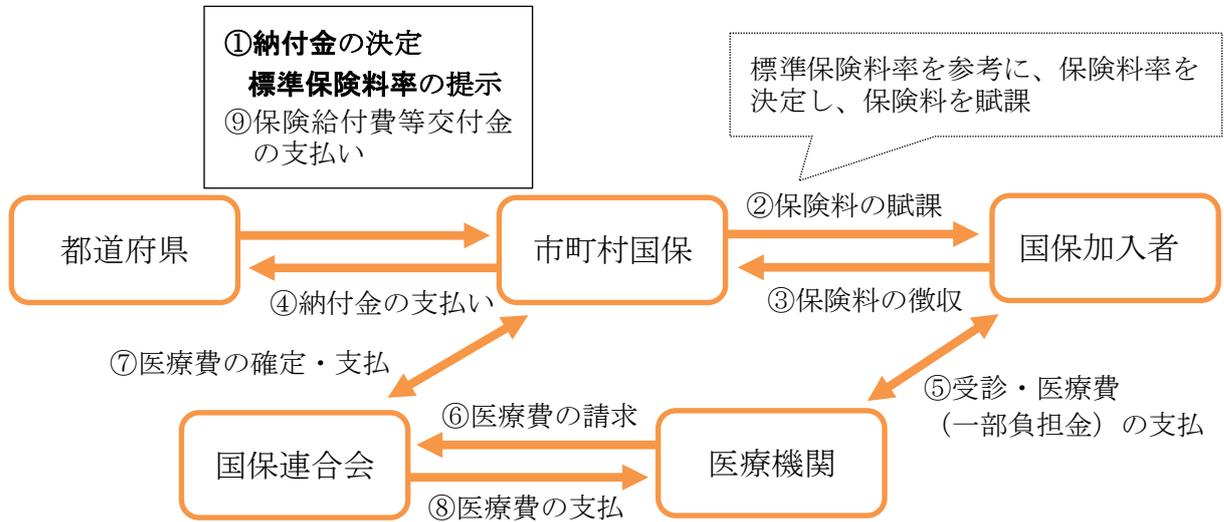
市民福祉部国保年金課

資料目次

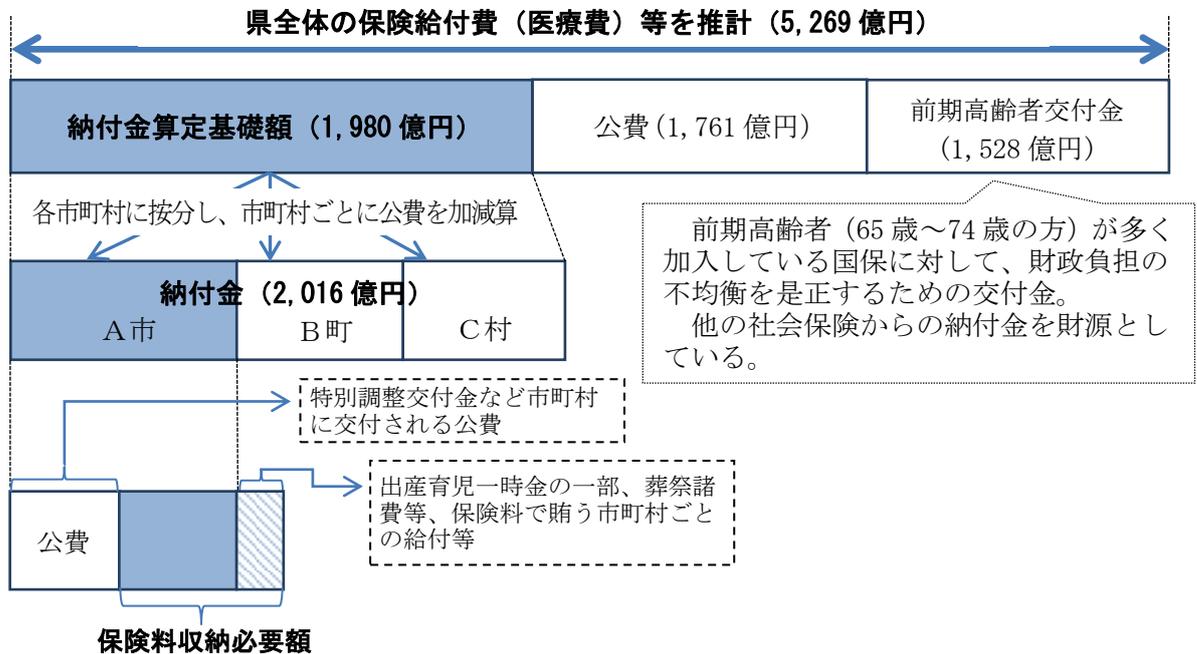
1	令和8年度国民健康保険事業費納付金について	
	国民健康保険事業の概要について	1 頁
	国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の推移	2 頁
2	国民健康保険税の税率・税額改正について	
	国民健康保険の財政状況について	3 頁
	令和8年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案	4 頁
	令和8年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案資料	5 頁
	年度別国民健康保険税率・税額一覧表	6 頁
3	条例の改正について	
	稲沢市国民健康保険税条例（新旧対照表）	7 頁
	—参考資料—	
	国民健康保険税 年税額 簡易早見表	15 頁

国民健康保険事業の概要について

(1) 国民健康保険の仕組み



(2) 納付金と保険料の考え方 (令和8年度 一般被保険者分)



国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の推移

○年度別国民健康保険事業費納付金

区分	納付金 (円)	1人当たり納付金 (円)	伸び率
令和4年度	3,604,457,384	142,956	105.4%
令和5年度	3,655,668,980	154,606	108.1%
令和6年度	3,594,612,977	163,891	106.0%
令和7年度	3,515,944,734	166,294	101.5%
令和8年度	3,528,910,256	175,115	105.3%

(※) 国民健康保険法第82条の3第1項に基づく市町村標準保険料率は、毎年度、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の算定基準に基づいて県が算定するもの。「各市町村のあるべき保険料率の見える化を図る」、「各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す」という二つの役割を担うもので、現状の保険料設定と異なる場合は、示された標準保険料率を将来目標として参考にする旨が県より示されている。

2

○年度別標準保険料率 (※)

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金等分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
令和4年度	6.55	-	28,019	18,427	650,000	2.38	-	9,891	6,505	200,000	2.46	-	12,613	6,295	170,000	11.39	-	50,523	31,227	1,020,000
令和5年度	7.07	-	30,623	19,808	650,000	2.72	-	11,414	7,383	220,000	2.25	-	11,681	5,776	170,000	12.04	-	53,718	32,967	1,040,000
令和6年度	7.30	-	30,463	20,640	650,000	2.82	-	11,505	7,795	240,000	2.31	-	11,494	5,845	170,000	12.43	-	53,462	34,280	1,060,000
令和7年度	7.40	-	31,758	20,616	660,000	2.75	-	11,647	7,561	260,000	2.29	-	11,603	5,743	170,000	12.44	-	55,008	33,920	1,090,000
令和8年度	7.69	-	32,850	21,087	660,000	2.80	-	11,879	7,626	260,000	2.40	-	12,057	5,970	170,000	12.89	-	56,786	34,683	1,090,000

国民健康保険の財政状況について

①国民健康保険特別会計決算状況

(単位:千円)

②令和8年度予算(案)

(単位:千円)

		R4決算	R5決算	R6決算	R7決算見込	R8当初予算 現行算定	R8当初予算 補填後	比較
歳入	国民健康保険税	2,619,076	2,408,320	2,406,558	2,439,124	2,314,817	2,414,817	100,000
	国庫支出金	284	458	11,181	1,329	240	240	0
	県支出金	8,471,201	8,368,862	8,262,601	8,012,855	7,960,483	7,960,483	0
	(うち普通交付金)	8,232,609	8,142,018	8,049,179	7,873,828	7,794,113	7,794,113	0
	繰入金	1,028,081	1,222,828	1,591,997	1,300,292	1,184,027	1,184,027	0
	(うち福祉医療制度波及繰入金)	168,533	150,313	179,968	201,319	169,020	169,020	0
	(うち基金積立繰入金/国保事業安定・強化分)	-	-	250,000	100,000	1	1	0
	(うち基金繰入金)	0	200,000	320,000	150,000	150,000	150,000	0
	繰越金	274,977	204,064	130,392	183,319	100,001	100,001	0
	その他収入	77,976	49,185	41,313	48,550	33,432	33,432	0
	歳入計	12,471,595	12,253,717	12,444,042	11,985,469	11,593,000	11,693,000	100,000
歳出	総務費	145,674	144,412	167,752	154,533	181,277	181,277	0
	保険給付費	8,352,990	8,147,989	8,080,223	7,911,618	7,837,169	7,837,169	0
	国民健康保険事業費納付金	3,604,457	3,657,364	3,594,613	3,515,946	3,528,913	3,528,913	0
	保健事業費	124,739	114,869	109,274	111,328	131,292	131,292	0
	基金積立金	0	14,347	263,709	112,846	1	1	0
	その他支出	39,671	44,344	45,152	49,590	14,348	14,348	0
	歳出計	12,267,531	12,123,325	12,260,723	11,855,861	11,693,000	11,693,000	0
	歳入－歳出	204,064	130,392	183,319	129,608	△ 100,000	0	100,000
	単年度収支	△ 70,913	△ 73,672	52,927	△ 53,711	-	-	-
	実質単年度収支	△ 70,913	△ 259,325	△ 3,364	△ 90,865	-	-	-
	基金残高	512,870	327,217	270,926	233,772	83,772	83,772	0

財源を補填

令和8年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案

区分		医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減	現行	改正後	増減	
所得割	税率	6.90%	7.20%	0.30%	2.50%	2.60%	0.10%	2.30%	2.30%	-	
資産割	税率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
均等割	税額	25,800円	28,000円	2,200円	9,100円	10,500円	1,400円	10,000円	11,000円	1,000円	
	軽減割合 (軽減後 税額)	7割	7,740円	8,400円	660円	2,730円	3,150円	420円	3,000円	3,300円	300円
		5割	12,900円	14,000円	1,100円	4,550円	5,250円	700円	5,000円	5,500円	500円
		2割	20,640円	22,400円	1,760円	7,280円	8,400円	1,120円	8,000円	8,800円	800円
平等割	税額	19,000円	19,400円	400円	7,200円	7,600円	400円	5,400円	5,600円	200円	
	軽減割合 (軽減後 税額)	7割	5,700円	5,820円	120円	2,160円	2,280円	120円	1,620円	1,680円	60円
		5割	9,500円	9,700円	200円	3,600円	3,800円	200円	2,700円	2,800円	100円
		2割	15,200円	15,520円	320円	5,760円	6,080円	320円	4,320円	4,480円	160円
(特定世帯) ※1	税額	9,500円	9,700円	200円	3,600円	3,800円	200円	/			
	軽減割合 (軽減後 税額)	7割	2,850円	2,910円	60円	1,080円	1,140円		60円		
		5割	4,750円	4,850円	100円	1,800円	1,900円		100円		
		2割	7,600円	7,760円	160円	2,880円	3,040円		160円		
(特定継続世帯) ※2	税額	14,250円	14,550円	300円	5,400円	5,700円	300円				
	軽減割合 (軽減後 税額)	7割	4,275円	4,365円	90円	1,620円	1,710円		90円		
		5割	7,125円	7,275円	150円	2,700円	2,850円		150円		
		2割	11,400円	11,640円	240円	4,320円	4,560円	240円			

※1 特定世帯 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、資格を喪失した日の属する月(特定月)から5年を経過するまでの世帯

※2 特定継続世帯 国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過するまでの世帯

令和8年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案資料

【現年課税分】

区 分	現行 (税率改正なしの場合)			改正案			標準保険料率		
	税率	算定額(千円)	構成比	税率	算定額(千円)	構成比	税率	算定額(千円)	構成比
課税額(上限)	109万円	※現行の上限額で計算		109万円	※現行の上限額で計算		109万円	※現行の上限額で計算	
所得割額	11.70%	2,019,425	60.63%	12.10%	2,096,870	59.68%	12.89%	2,239,134	58.34%
資産割額	0.00%	0		0.00%	0		0.00%	0	
均等割額	44,900円	889,213	26.70%	49,500円	980,678	27.91%	56,786円	1,133,396	29.53%
平等割額	31,600円	421,929	12.67%	32,600円	435,974	12.41%	34,683円	465,648	12.13%
算定額合計 ①	3,330,567 千円			3,513,522 千円			3,838,178 千円		
軽減、減免等 ②	1,069,375 千円			1,137,967 千円			1,253,902 千円		
課税額 ①-② ③	2,261,192 千円			2,375,555 千円			2,584,276 千円		
収納率 ④	95.00 %			95.00 %			95.00 %		
収納額 ③×④	2,148,132 千円			2,256,777 千円			2,455,062 千円		
現行との差額				108,645 千円			306,930 千円		
応益：応能割合	43 : 57			44 : 56			46 : 54		

51

区 分		現行 (税率改正なしの場合)	改正案	標準保険料率
税 比 率	1人当り調定額	97,798 円	102,744 円	111,772 円
	1世帯当り調定額	142,716 円	149,934 円	163,108 円
	現行との比率(1人当り)		105.06 %	114.29 %

年度別国民健康保険税率・税額一覧表

○年度別税率税額

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
令和2年度	6.20	-	24,600	18,000	630,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	170,000	10.30	-	42,600	29,400	990,000
令和3年度	6.20	-	24,600	18,000	630,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	170,000	10.30	-	42,600	29,400	990,000
令和4年度	6.50	-	24,800	18,200	650,000	2.40	-	8,600	6,800	200,000	2.20	-	9,800	5,200	170,000	11.10	-	43,200	30,200	1,020,000
令和5年度	6.50	-	24,800	18,200	650,000	2.40	-	8,600	6,800	220,000	2.20	-	9,800	5,200	170,000	11.10	-	43,200	30,200	1,040,000
令和6年度	6.50	-	24,800	18,200	650,000	2.40	-	8,600	6,800	240,000	2.20	-	9,800	5,200	170,000	11.10	-	43,200	30,200	1,060,000
令和7年度	6.90	-	25,800	19,000	660,000	2.50	-	9,100	7,200	260,000	2.30	-	10,000	5,400	170,000	11.70	-	44,900	31,600	1,090,000
令和8年度 改正案	7.20	-	28,000	19,400	660,000	2.60	-	10,500	7,600	260,000	2.30	-	11,000	5,600	170,000	12.10	-	49,500	32,600	1,090,000

○

○年度別標準保険料率（再掲）

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
令和2年度	6.57	-	26,930	18,774	630,000	2.35	-	9,471	6,602	190,000	2.04	-	10,480	5,331	170,000	10.96	-	46,881	30,707	990,000
令和3年度	6.32	-	25,866	17,996	630,000	2.45	-	9,787	6,809	190,000	2.40	-	12,108	6,186	170,000	11.17	-	47,761	30,991	990,000
令和4年度	6.55	-	28,019	18,427	650,000	2.38	-	9,891	6,505	200,000	2.46	-	12,613	6,295	170,000	11.39	-	50,523	31,227	1,020,000
令和5年度	7.07	-	30,623	19,808	650,000	2.72	-	11,414	7,383	220,000	2.25	-	11,681	5,776	170,000	12.04	-	53,718	32,967	1,040,000
令和6年度	7.30	-	30,463	20,640	650,000	2.82	-	11,505	7,795	240,000	2.31	-	11,494	5,845	170,000	12.43	-	53,462	34,280	1,060,000
令和7年度	7.40	-	31,758	20,616	660,000	2.75	-	11,647	7,561	260,000	2.29	-	11,603	5,743	170,000	12.44	-	55,008	33,920	1,090,000
令和8年度	7.69	-	32,850	21,087	660,000	2.80	-	11,879	7,626	260,000	2.40	-	12,057	5,970	170,000	12.89	-	56,786	34,683	1,090,000

現 行	改 正 後
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の●.●</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,800円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>●万●,●●●円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第24条第1項において</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第24条第1項において</p>

現 行	改 正 後
<p>同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>1万9,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万4,250円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,200円</u></p>	<p>同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>●万●,●●●円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>●万●,●●●円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の●.●</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>●,●●●円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●,●●●円</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 特定世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,400円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につ</p>	<p>(2) 特定世帯 ●,●●●●円</p> <p>(3) 特定継続世帯 ●,●●●●円</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について●万●,●●●●円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について●,●●●●円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につ</p>

現 行	改 正 後
<p>いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>1万8,060円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万3,300円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>6,650円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>9,975円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>6,370円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める</p>	<p>いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>●万●,●●●●円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●万●,●●●●円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>●,●●●●円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める</p>

現 行	改 正 後
<p>額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,520円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,780円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>7,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,780円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>1万2,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,125円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について</p>	<p>額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>●,●●●●円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>●,●●●●円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>●万●,●●●●円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●,●●●●円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について</p>

現 行	改 正 後
<p><u>4,550円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>5,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,700円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>5,160円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,900円</u></p>	<p><u>●,●●●円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>●,●●●円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>●,●●●円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>●,●●●円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●,●●●円</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,850円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>1,820円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,440円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>720円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,080円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>2,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,080円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>●,●●●円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●,●●●円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について <u>●,●●●円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>●,●●●円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に</p>

現 行	改 正 後
<p>定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,870円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,450円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万2,900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,365円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,275円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,550円</u></p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第29条 この条例に定める外国民健康保険税の賦課徴収については、稲沢市税条例の定めるところによる。</p>	<p>定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 ●,●●●●円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 ●,●●●●円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 ●万●,●●●●円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ●万●,●●●●円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 ●,●●●●円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 ●,●●●●円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 ●,●●●●円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ●,●●●●円</p> <p>3 略</p> <p>(準用)</p> <p>第29条 この条例に定めるほか国民健康保険税の賦課徴収については、稲沢市税条例(昭和30年稲沢市条例第15号)の定めるところによる。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の稲沢市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

<給与収入>

①現行税率

- 条件：1 所得があるのは、世帯主の方のみ（給与収入のみ）
- 2 世帯主と妻は40歳以上65歳未満の方（介護納付金分が賦課される。）
- 3 子どもは18歳年度末までの方（均等割の軽減又は減免が適用される。）
- 4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

（子ども子育て未反映）

(収入) 被保険者数 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(900,000円) 250,000円	22,800円	36,300円	41,500円	46,800円	52,000円
(1,200,000円) 550,000円	52,100円	74,600円	83,300円	92,000円	100,800円
(2,000,000円) 1,320,000円	180,500円	201,000円	173,400円	182,200円	190,800円
(3,000,000円) 2,020,000円	262,400円	307,300円	297,000円	310,900円	324,800円
(4,000,000円) 2,760,000円	348,900円	393,800円	411,300円	428,700円	411,500円
(5,000,000円) 3,560,000円	442,500円	487,400円	504,900円	522,300円	539,800円
(9,000,000円) 7,050,000円	850,900円	888,200円	905,600円	923,100円	940,500円
(11,000,000円) 9,050,000円	1,041,300円	1,070,900円	1,075,400円	1,080,000円	1,084,500円

1人	2人	3人	4人	5人
世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
24,500円	39,300円	45,100円	50,900円	56,700円
55,400円	80,200円	89,800円	99,400円	109,000円
189,600円	212,900円	182,900円	192,500円	202,200円
274,300円	323,800円	313,000円	328,400円	343,800円
363,800円	413,300円	432,600円	451,800円	433,200円
460,600円	510,100円	529,400円	548,600円	567,900円
883,000円	922,700円	941,900円	961,200円	980,400円
1,072,200円	1,082,700円	1,087,900円	1,090,000円	1,090,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.90%	0.00%	25,800円	19,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.50%	0.00%	9,100円	7,200円	260,000円
介護納付金分	2.30%	0.00%	10,000円	5,400円	170,000円
計	11.70%	0.00%	44,900円	31,600円	1,090,000円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	7.20%	0.00%	28,000円	19,400円	660,000円
	2.60%	0.00%	10,500円	7,600円	260,000円
	2.30%	0.00%	11,000円	5,600円	170,000円
	12.10%	0.00%	49,500円	32,600円	1,090,000円

①と②の差額

(収入) 被保険者数 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(900,000円) 350,000円	1,700円	3,000円	3,600円	4,100円	4,700円
(1,200,000円) 650,000円	3,300円	5,600円	6,500円	7,400円	8,200円
(2,000,000円) 1,320,000円	9,100円	11,900円	9,500円	10,300円	11,400円
(3,000,000円) 2,020,000円	11,900円	16,500円	16,000円	17,500円	19,000円
(4,000,000円) 2,760,000円	14,900円	19,500円	21,300円	23,100円	21,700円
(5,000,000円) 3,560,000円	18,100円	22,700円	24,500円	26,300円	28,100円
(9,000,000円) 7,050,000円	32,100円	34,500円	36,300円	38,100円	39,900円
(11,000,000円) 9,050,000円	30,900円	11,800円	12,500円	10,000円	5,500円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	0.30%	0.00%	2,200円	400円	0円
後期高齢者支援金等分	0.10%	0.00%	1,400円	400円	0円
介護納付金分	0.00%	0.00%	1,000円	200円	0円
計	0.40%	0.00%	4,600円	1,000円	0円

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

<年金収入・65歳未満>

①現行税率

- 条件：1 所得があるのは、世帯主の方のみ(年金収入のみ)
 2 世帯主と妻は40歳以上65歳未満の方
 (介護納付金分が賦課される。)
 3 子どもは19歳以上40歳未満
 (介護納付金分が賦課されず、均等割の減免が適用されない。)
 4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

(子ども子育て未反映)

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 300,000円	22,800円	36,300円	46,800円	57,200円	67,800円
(1,200,000円) 600,000円	58,100円	80,500円	98,000円	115,400円	132,900円
(2,000,000円) 1,225,000円	169,300円	190,000円	171,000円	188,400円	205,900円
(3,000,000円) 1,975,000円	257,200円	302,100円	305,700円	333,600円	361,500円
(4,000,000円) 2,725,000円	344,800円	389,700円	424,600円	459,500円	449,300円
(5,000,000円) 3,565,000円	443,200円	488,100円	523,000円	557,900円	592,800円
(9,000,000円) 7,095,000円	856,100円	892,400円	927,300円	962,200円	997,100円
(11,000,000円) 9,045,000円	1,040,800円	1,070,700円	1,079,800円	1,088,900円	1,090,000円

1人		2人		3人		4人		5人	
世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人	世帯主 妻、子3人
24,500円	39,300円	50,900円	62,400円	74,000円	86,300円	105,500円	124,800円	144,000円	178,100円
61,500円	86,300円	105,500円	124,800円	144,000円	178,100円	201,300円	200,300円	219,600円	268,900円
359,600円	409,100円	447,600円	486,100円	475,200円	461,400円	510,900円	549,400円	587,900円	626,400円
888,300円	927,000円	965,500円	1,004,000円	1,042,500円	1,072,000円	1,082,500円	1,090,000円	1,090,000円	1,090,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.90%	0.00%	25,800円	19,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.50%	0.00%	9,100円	7,200円	260,000円
介護納付金分	2.30%	0.00%	10,000円	5,400円	170,000円
計	11.70%	0.00%	44,900円	31,600円	1,090,000円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	7.20%	0.00%	28,000円	19,400円	660,000円
	2.60%	0.00%	10,500円	7,600円	260,000円
	2.30%	0.00%	11,000円	5,600円	170,000円
計	12.10%	0.00%	49,500円	32,600円	1,090,000円

①と②の差額

(収入) 所得	被保険者数				
	1人 世帯主	2人 世帯主 妻	3人 世帯主 妻、子1人	4人 世帯主 妻、子2人	5人 世帯主 妻、子3人
(900,000円) 300,000円	1,700円	3,000円	4,100円	5,200円	6,200円
(1,200,000円) 600,000円	3,400円	5,800円	7,500円	9,400円	11,100円
(2,000,000円) 1,225,000円	8,800円	11,300円	10,100円	11,900円	13,700円
(3,000,000円) 1,975,000円	11,700円	16,300円	17,200円	20,100円	23,000円
(4,000,000円) 2,725,000円	14,800円	19,400円	23,000円	26,600円	25,900円
(5,000,000円) 3,565,000円	18,200円	22,800円	26,400円	30,000円	33,600円
(9,000,000円) 7,095,000円	32,200円	34,600円	38,200円	41,800円	45,400円
(11,000,000円) 9,045,000円	31,200円	11,800円	10,200円	1,100円	0円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	0.30%	0.00%	2,200円	400円	0円
後期高齢者支援金等分	0.10%	0.00%	1,400円	400円	0円
介護納付金分	0.00%	0.00%	1,000円	200円	0円
計	0.40%	0.00%	4,600円	1,000円	0円

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

<年金収入・65歳以上>

①現行税率

- 条件：1 所得があるのは、世帯主の方のみ(年金収入のみ)
 (軽減判定所得に15万円の控除が適用されている。)
 2 世帯主と妻は65歳以上の方
 (介護納付金分が賦課されない。)
 3 子どもは19歳以上40歳未満
 (介護納付金分が賦課されず、均等割の減免が適用されない。)
 4 調整控除は考慮しない。

②税率改正後

(子ども子育て未反映)

被保険者数 (収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(900,000円) 0円	18,200円	28,700円	39,200円	49,600円	60,200円
(1,200,000円) 100,000円	18,200円	28,700円	39,200円	49,600円	60,200円
(2,000,000円) 900,000円	92,900円	92,100円	109,600円	127,000円	144,500円
(3,000,000円) 1,900,000円	199,200円	234,100円	242,800円	270,700円	238,500円
(4,000,000円) 2,725,000円	276,700円	311,600円	346,500円	348,300円	376,200円
(5,000,000円) 3,565,000円	355,700円	390,600円	425,500円	460,400円	495,300円
(9,000,000円) 7,095,000円	687,500円	722,400円	757,300円	792,200円	827,100円
(11,000,000円) 9,045,000円	870,800円	900,700円	909,800円	918,900円	920,000円

1人	2人	3人	4人	5人
世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
19,600円	31,100円	42,700円	54,200円	65,800円
19,600円	31,100円	42,700円	54,200円	65,800円
98,400円	98,000円	117,200円	136,500円	155,700円
209,500円	248,000円	258,000円	288,800円	253,700円
290,300円	328,800円	367,300円	369,600円	400,400円
372,700円	411,200円	449,700円	488,200円	526,700円
718,500円	757,000円	795,500円	834,000円	872,500円
902,000円	912,500円	920,000円	920,000円	920,000円

※法定軽減 **7割軽減** **5割軽減** **2割軽減**

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.90%	0.00%	25,800円	19,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分	2.50%	0.00%	9,100円	7,200円	260,000円
介護納付金分	2.30%	0.00%	10,000円	5,400円	170,000円
計	11.70%	0.00%	44,900円	31,600円	1,090,000円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	7.20%	0.00%	28,000円	19,400円	660,000円
	2.60%	0.00%	10,500円	7,600円	260,000円
	2.30%	0.00%	11,000円	5,600円	170,000円
計	12.10%	0.00%	49,500円	32,600円	1,090,000円

①と②の差額

被保険者数 (収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(900,000円) 0円	1,400円	2,400円	3,500円	4,600円	5,600円
(1,200,000円) 100,000円	1,400円	2,400円	3,500円	4,600円	5,600円
(2,000,000円) 900,000円	5,500円	5,900円	7,600円	9,500円	11,200円
(3,000,000円) 1,900,000円	10,300円	13,900円	15,200円	18,100円	15,200円
(4,000,000円) 2,725,000円	13,600円	17,200円	20,800円	21,300円	24,200円
(5,000,000円) 3,565,000円	17,000円	20,600円	24,200円	27,800円	31,400円
(9,000,000円) 7,095,000円	31,000円	34,600円	38,200円	41,800円	45,400円
(11,000,000円) 9,045,000円	31,200円	11,800円	10,200円	1,100円	0円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	0.30%	0.00%	2,200円	400円	0円
後期高齢者支援金等分	0.10%	0.00%	1,400円	400円	0円
介護納付金分	0.00%	0.00%	1,000円	200円	0円
計	0.40%	0.00%	4,600円	1,000円	0円

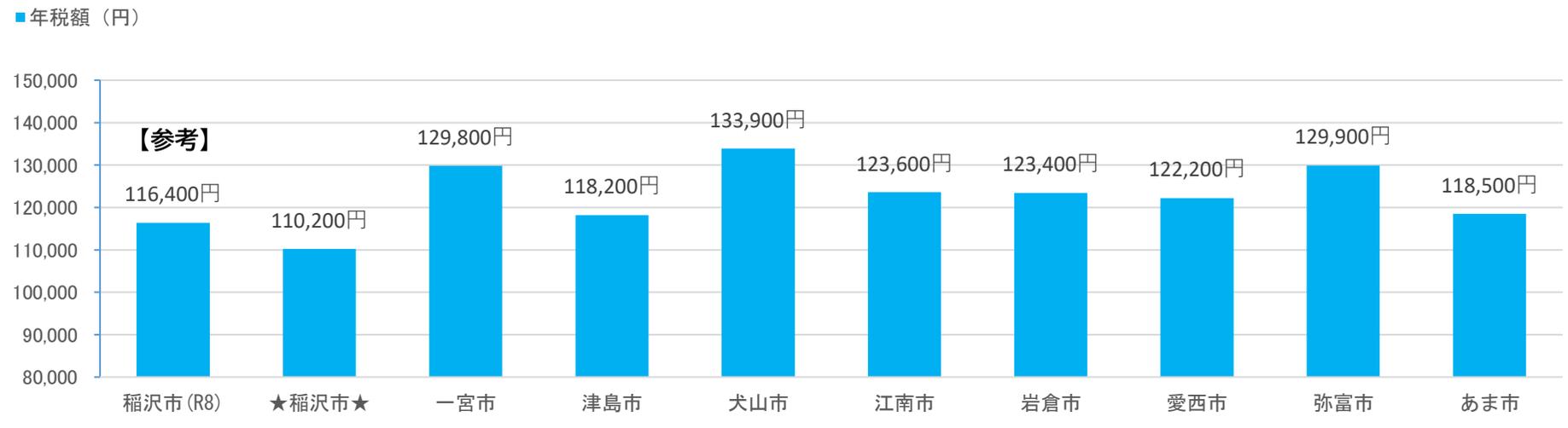
協会けんぽ保険料 年税額 早見表 (令和7年度)

- 条件: 1 愛知県での保険料
2 介護保険第2号保険者に該当
3 賞与は考慮しない

報酬(月額) × 12月 報酬(月額)	標準報酬月額	保険料(年額)	
		保険料率 11.62%	
		全額	折半額
900,000円 75,000円	78,000円	108,756円	54,384円
1,200,000円 100,000円	98,000円	136,644円	68,328円
2,000,000円 166,667円	170,000円	237,048円	118,524円
3,000,000円 250,000円	260,000円	362,544円	181,272円
4,000,000円 333,333円	340,000円	474,096円	237,048円
5,000,000円 416,667円	410,000円	571,704円	285,852円
9,000,000円 750,000円	750,000円	1,045,800円	522,900円
11,000,000円 916,667円	930,000円	1,296,792円	648,396円

国民健康保険税 R7年税額 他市との比較

(40~65歳の単身世帯・給与収入150万円の場合)



(40~65歳の夫婦+未就学児2人・給与収入400万円の場合)

